

---

# 学校生活に ついでの きまり 【中学校】

---

規則正しい学校生活を送るために

---



さつき野学園

2026年4月改訂

---

## はじめに

この度の改訂では、さつき野学園の生徒の「自主性」「自律性」を育てることを目的とし、自身の判断によって学校生活に適した身だしなみや持ち物を選択できるようにしました。自ら考え、自身に合うTPOに応じた身だしなみを選択することも「学習」であると考えます。

一方で、学校は集団生活の場です。集団で生活するにあたり、支障をきたすものやその可能性のあるものにおいては、この「学校生活のきまり」によって明記しています。

学校側が、学校での集団生活において支障をきたすと判断した場合は、真摯に受け止めて指示に従うようにしてください。

「学校生活に支障がない」とは

- ・安全である
- ・衛生的である
- ・学業の邪魔にならない
- ・円滑な集団生活を送ることができる
- ・学校生活において物理的・時間的な弊害が起きない

進路決定時（受験・面接等）においては、進路先の規定に従う必要があり、その直前に進路先の規定に合わせようとしても間に合わないこともあります。目的を達成するために、先を見据えてどのような身だしなみが適しているかを考えて行動をしてください。

## 1. 制服・身だしなみについてのきまり

【制服】すべて制定品を着用する。（ベルトを除く）

①ブレザー・白シャツ・ポロシャツ

②ズボン・スカート・ベルト（無地・装飾のないもの）

- ・ シャツの裾はズボンに入れる。
- ・ ブレザーの中にベスト，セーター着用を認める。
- ・ 【式・行事】ネクタイ・リボン着用

【名札】

- ・ 左胸に着用する。

【靴】

- ・ 運動靴・スニーカー等。かかとのある靴。

【上靴】

- ・ 制定品を着用する。

【インナー】

- ・ なるべく色移りせず，制服からはみ出さないものとする。

【靴下】

- ・ 特に規定なし
- ・ タイツ，レギンス等も可。

【防寒具】以下に記載されたものを認める。不明な品目については問い合わせること。

- ・ 学校指定のウィンドブレーカー（登下校時・教室外の校舎）
- ・ マフラー，ネックウォーマー，手袋等（登下校時のみ。校内使用禁止）
- ・ ひざ掛け（教室内のみ）
- ・ 使い捨てカイロ（家に持ち帰って廃棄）

【頭髪】以下に挙げる事項を守ること

※注意・禁止事項

- ・ 整髪料の使用
- ・ 飾り付きのピン，飾り付きのゴム，飾り付きのシュシュ
- ・ ヘアクリップ

（不明な点は生徒指導まで問い合わせること。）

- ・ 以下の場合，束ねること。

体育の授業時および先生の指示があるとき。（活動内容により指示）

【その他】

- ・ 化粧品・装飾品（アクセサリー等）は身に着けないこと。
- ・ 夏服と冬服の移行は，季節や体調に合わせて自身の判断で行うこと。

## 2. 学校生活についてのきまり

### 【登校】

- ・ 徒歩通学。
- ・ 8：10～8：25の間に登校し、8：30には教室で着席すること。
- ・ 8：30から朝の読書をする。

### 【欠席・遅刻・私事都合での早退】

- ・ 8：20までに①Tetoru ②保護者からの電話（8：00～）③メモ等で学校へ連絡をすること
- ・ 通院等、あらかじめ決まっている場合は事前に担任に報告しておくこと。

### 【体調不良時の早退】

- ・ 学校から保護者へ連絡⇒下校（状況により迎えに来ていただきます。）

### 【体育の見学】

- ・ 諸届（体育の授業で配布）に記入し、保護者捺印またはサインのうえ授業時に提出。
- ・ 登校後の体調不良等による見学は学級担任と教科担任報告し、許可を受ける。

### 【持ち物】 すべての持ち物に名前を記入

- ・ 制定カバン・制定サブバッグ（用途に応じて選択）
- ・ 学習・クラブ活動・行事に必要なもの。【教科書・ノート・筆記用具・体操服等】
- ・ 水筒もしくはペットボトルのお茶・水・スポーツドリンク  
×炭酸飲料・紙パック

※ 学習に必要なもの以外の校内への持ち込みは一切禁止とする。

※ 「購入品の現金」や「紛失が心配なもの」等は朝の学活時に担任に預けること。

※ 登校してから忘れ物に気づいた場合は、担任や教科担任に報告すること。状況により保護者連絡のうえ、持参していただくこともあります。生徒自らが取りに帰宅することはできません。

※ スマートフォン・携帯電話に関して（以下携帯電話）

- ・ 校内への持ち込みは禁止する。
- ・ ただし大阪府教育庁が示しているガイドラインに沿って、学校・保護者ともに必要性を認めた場合のみ所持を許可する。校内使用は一切禁止。

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。

**【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】**

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
  - (2) 校内では、携帯電話を使わない。
  - (3) 校内では、携帯電話の電源を切ってかばんにしまい、学校の指示があるとき以外は決して出さない。
  - (4) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
  - (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
- ※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

【大阪府教育庁HP「小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」抜粋】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/keitai/index.html>

- ・ 校内では携帯電話は取り出せないなので、校外で電源の入切をすること。
- ・ この許可は保護者から学校（担任）への申請により、学校が判断します。許可を受けた際には発行された「同意確認書」を提出すること。

以上の規則をひとつでも守れなかった場合、いかなる理由でも持ち込み許可は取り消します。

## 【授業】

落ち着いた気持ちで集中して受けること。学校生活の中で最も大切にしなければいけないのは「授業」です。

- ※ 中学校の成績は、定期テストの結果だけではなく、授業での行動観察、ノートやワーク、プリント等の記述内容などを総合して算出されます。日々の授業を大切に、計画性を持って学習に臨むこと。

## 【休み時間】

授業の合間の10分間はトイレ、次の授業の準備・移動、体育のための更衣などに使う時間です。昼休みは西グラウンドや図書室が利用できます。

- ※ グラウンドで遊ぶ時のボールは西職員室にあります。グラウンドコンディションが悪い時はボールの貸し出しを禁止します。学級用のトランプを貸し出すことができます。職員室へ申し出ること。

## 【掃除】

担当の先生の指示に従い、分担場所を責任持って掃除すること。みんなが使う「公共の場所」をきれいにする気持ちを大切にすること。

## 3. テストについてのきまり

- ・ テストには大きく分けて2種類（定期テスト・学力診断テスト）があり、定期テストは年間4回行われます。（ただし学力診断テストは学年によって回数や時期が異なります。）
- ・ 中学校のテストは成績や中学校卒業後の進路を決定するために非常に重要なものです。事前に十分な準備（テスト勉強）をし、自分の実力が出せるようにがんばってください。テスト1週間前は原則としてクラブ活動は中止になります。
- ※ 公正を期するために、以下の行為は厳禁とし、場合により得点を無効にすることもあります。
  - × 私語・発言
  - × 横や後ろを向くこと
  - × テストに関係のないものを机上もしくは机の中に置くこと
  - × 時間に遅れること
  - × 途中で退室すること
  - × 不正行為全般（カンニング行為等）

#### 4. 保健室についてのきまり

次のような時に保健室が利用できます。

- ・ 体調不良や怪我をしたときの手当て。
- ・ 悩みや不安なこと、からだのことについての相談。
- ・ 保健の学習や資料が必要なとき等，健康についての理解。

##### 【体調不良・けがでの来室時】

- ・ 学年・組・名前・用件をはっきり伝え，原因や症状を説明する。
- ・ 授業中に保健室を利用しなければならない時は，教科担任に伝えて来室すること。
- ・ 他の利用生徒に配慮し，大きな声や音を立てないこと。
- ・ 保健室内の備品は無断で触らないこと。
- ・ 最初の応急処置はできますが，継続した手当はできません。
- ・ 内服薬（飲み薬）は準備していません。
- ・ ベッドでの休養は、一時的な休養でよくなるもの（回復の見込みのある場合）や家庭からの迎えを待つ場合などに限り，原則として1時間をめどに利用できます。